

第8節 通信整備計画

第1項 計画の主旨

災害が発生した場合、防災関係機関相互の連絡や地域住民に災害に関する正確な情報を、迅速に収集伝達することが災害対策を行う上での基本となる。しかし、災害発生時には、電話などの有線通信網は被害を受けて不通になることや、直接被害を受けなくても通信の殺到のため輻輳によって機能を果たせなくなる恐れが想定される。災害時においても、通信を確保するため、防災行政無線システム(Jアラート：全国瞬時警報システムを含む)等をはじめ、多様な通信手段の整備に努め、通信体制の強化を図る。

また、整備したシステムは適切な運用管理を行い、必要に応じ定期的な訓練を行う。

第2項 市が実施する対策

1 防災行政無線（危機管理部）

防災行政無線は、停電時や一般の電話回線が普通不通になった際も情報共有・情報伝達が可能なことから、災害時においても確実に利用できるよう、定期的に保守点検や訓練を行う。

なお、本市では以下の防災行政無線を配備している。

(1) 三重県防災行政無線

三重県は県全域に衛星系・地上系の2系統の防災行政無線網を設置・運用しており、本市には端末固定局として2局（鈴鹿市・鈴鹿消防）が設置されている。

(2) 鈴鹿市防災行政無線

デジタル移動系無線システムを市の各部署、防災関係機関及び生活関連機関に配備し、運用する。

また、直接市民に情報伝達を行うため、デジタル同報系無線システム（モーターサイレンを含む）を運用する。

なお、両システム（モーターサイレンを除く）は停電時にも対応できるよう整備を行った。

資料編 16-10-11 鈴鹿市防災行政用無線局管理運用規程

16-20-21 モーターサイレン設置場所一覧

2 その他の行政無線（上下水道局、消防本部）

防災行政無線のほか、市では日常業務に使用する無線設備として鈴鹿市消防救急デジタル無線、鈴鹿市上下水道無線を整備している。

鈴鹿市消防救急デジタル無線は、高機能消防指令システムとの連携をしている推進する。

これらの設備は、災害発生時において有線通信系統が不通になった場合に、災害に

関する通信のために使用する。

また、災害が発生した場合に、消防団が円滑な消防活動を行うための無線整備を~~しているに努める。~~

資料編 16 - ~~1-1~~ 12 鈴鹿市消防無線局一覧

16 - ~~1-2~~ 13 鈴鹿市署活系アナログ無線 識別信号

3 アマチュア無線（危機管理部）

災害時に有線通信系統、無線通信系統が使用できなくなった場合または使用することが困難になった場合に対処するため、電波法第52条の規程に基づく非常無線通信の活用を図る。

このため、平成18年4月28日に締結した「アマチュア無線による災害時応援協定」に基づき、災害ボランティアアマチュア無線鈴鹿に協力を求め、非常無線通信体制の整備に努める。

4 電話回線の優先使用（総務部、政策経営部）

災害時の電話回線の優先利用（基本法第57条）及び優先使用（基本法第79条）を確保するため、西日本電信電話株式会社三重支店とあらかじめ協議を行い、使用手続を定める。

5 防災情報伝達手段の整備（危機管理部、政策経営部、総務部）

市民に迅速的確に災害情報を提供するため、インターネット、メール、携帯電話、ケーブルテレビ、コミュニティFM等情報媒体の活用を普及・推進する。

また、市職員は災害対応に迅速に対応できるよう、参集メール等に登録を行い、管理者は登録状況を管理し、定期的に訓練メールを配信する。

なお、避難所等の情報取得方法の一つとして、地域BWA（ブロードバンド・ワイヤレス・アクセス）事業者と協力して整備を行い、地域BWAに対応する無線LAN端末を設置するよう努める。

6 災害時要援護者への配慮（危機管理部、総務部、健康福祉部）

高齢者、障がい者、外国人等の災害時要援護者にも配慮した、わかりやすい情報伝達、収集の手段及び体制の整備を図る。

7 特設公衆電話の設置（危機管理部）

避難所における避難者の連絡手段を確保するため、避難所となる施設に対し、西日本電信電話株式会社三重支店と協力し、特設公衆電話を設置するよう努める。

資料編 16 - ~~2-2~~ 23 災害時特設公衆電話設置箇所一覧

第3項 市民が実施する対策

市民は、複数の情報媒体から防災情報を取得できるよう準備に努める。災害時には、市や関係機関に対して被災現場の状況を連絡するように努める。（電話、メール、すずか減災プロジェクトへの投稿等）

第9節 備蓄資材・機材等の整備計画

第1項 計画の主旨

住宅の被災等による食料及び生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。

このため、発災直後から被災者に対して円滑に食料及び生活物資の供給が行われるよう、物資の備蓄並びに調達体制の整備を図る。

第2項 市が実施する対策

1 備蓄資材・機材等の点検整備（各担当部）

それぞれの資機材等は、下記の点検責任者が平常時から点検整備を行い、不足するものについては、これを迅速に補充等、整備する。

対象となる資材・機材の種類	点検責任者
飲料水の応急給水に必要な機械器具	上 下 水 道 総 務 課
医療（助産）・救護に必要な器具	健 康 づ く り 課
防疫に必要な薬品器具	環 境 政 策 課
水害又は火災に必要な資材器具	消 防 課
災害対策本部及び支部等の自家用発電機	管 財 課 ・ 地 域 協 働 課

各機関の点検責任者は、それぞれ点検計画を作成し、実施する。

点検、整備は次の事項に留意し実施する。

（1）資機材等

数量の確認、不良品の取替え、薬剤等の効果測定など

（2）機械類

不良箇所の有無及び故障の整備、不良部品の取替え、機能試験の実施など

2 非常食料、生活物資の備蓄（危機管理部、上下水道局）

市は、新型コロナウイルス感染症等の感染状況を踏まえつつ、災害時に必要とされる食料、飲料水、生活必需品及び関連資器機材の備蓄物資数量目標を設定し、企業等の協力を得ながら、あらかじめ調達体制を構築しておく。

なお、物資や資機材の管理は、「物資調達・輸送調整等支援システム」等を活用して行う。

（1）非常食料の備蓄

災害時の非常食料については、市庁舎防災備蓄倉庫等に備蓄するとともに、災害時に基幹的な収容避難所となる小・中学校、公民館、武道館等についても、分散備蓄を行う。

（2）生活物資の備蓄

第2章 災害予防・減災対策計画

生活物資として、毛布、紙おむつ、生理用品、非常用トイレ、非常用照明器具、発電機、感染症対策資機材等を災害時に収容避難所となる小・中学校を中心として市庁舎防災備蓄倉庫、公民館、A G F 鈴鹿体育防災倉庫、武道館等に分散備蓄を行う。

※津波浸水予測区域内の小学校76校については、風水害等を考慮し、毛布の備蓄を1校あたり100枚程度に見直すことを検討するとする。

資料編3-2 備蓄資材

(3) 飲料水の確保

災害時の飲料水については、小学校受水槽、飲料水兼用耐震性貯水槽、配水池、送水場などの施設及び防災協定等により飲料水を確保する。

また、大規模災害時において貯水された水を直接取水できる緊急取水拠点施設の位置等に関する広報等を実施する。

(4) 生活水の確保

トイレ等に使用できる生活水については、小・中学校等に設置された防災井戸を維持管理するほか、設置場所や使用方法などの周知を図る。

また、災害時協力井戸登録制度の周知を図り、市民の協力を得られる体制を構築する。

3 備蓄に関する啓発（危機管理部、上下水道局）

市は、市民等が各家庭において最低3日分の非常用の食料、飲料水、生活用品の備蓄をするよう、啓発を行う。また、循環備蓄（ローリングストック）の方法や実用性についても周知を図る。

4 多様なニーズへの対応（危機管理部、産業物資対策部）

災害時においては多種多様な支援物資が大量に送付されることから、避難所のニーズ把握のための手段等を検討する。

4.5 大規模停電を想定した資機材等の整備（危機管理部）

台風災害の発生時においては、暴風による影響で市内の広範囲で停電が発生することが想定されるため、非常用発動発電機のほか、非常用ポータブル電源の配備に努める。

第3項 市民や地域が実施する対策

1 個人での備蓄

市民は、「自らの身は自らで守る」という防災の原則に基づき、最低3日分の食料（そのまま食べられるか、簡単な調理で食べられるレトルト食品、缶詰など）及び飲料水（缶入りやペットボトルのミネラルウォーターなど）を、非常時に持ち出しができる状態で備蓄するよう努める。

2 事業所における備蓄

第 2 章 災害予防・減災対策計画

事業所や企業等は、災害発生に備えて、社員やその家族、さらには地域住民等も考慮しながら、3 日分の食料、飲料水の備蓄に努める。

第10節 防災知識の普及計画

第1項 計画の主旨

風水害による被害を軽減するためには、市民一人ひとりが、自助「自らの身の安全は自らで守る」という自覚をもって、共助「地域の中で助け合うこと」が必要であることから、防災意識の高い人づくりを進め、地域の防災力・減災力を高める。

第2項 市が実施する対策

1 市民に対する啓発（危機管理部，政策経営部，地域振興部，健康福祉部，子ども政策部，消防本部）

災害発生時における被害を軽減し、防災応急対策活動を円滑に行うため、市民、地域に対し防災上必要な知識を普及し、平常時からの備えと災害発生時の的確な行動等、風水害に関する正しい知識と情報を提供する。

また、防災知識の普及啓発に当たっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児等の災害時要援護者に対する配慮や、防災対策への女性の参画について、市民の理解を深めるように努める。

（1）方法

- ア 広報紙やホームページ等に対し防災関係記事の掲載
- イ 防災パンフレット・防災マップの配布
- ウ 防災ビデオの上映
- エ 防災講演会（研修会）等の開催
- オ テレビ・コミュニティFM・新聞等の報道機関の利用
- カ 防災ギャラリーの活用（市役所本館1階ロビー）
- キ 防災コーナーの活用（鈴鹿市河川防災センター等）
- ク SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）

（2）内容

- ア 台風，集中豪雨などに関する基礎知識
- イ 出火の防止及び初期消火に関する知識
- ウ 河川浸水想定区域，土砂災害危険箇所等に関する知識
- エ 避難~~勧告~~指示等の市が発信する情報の入手方法と取るべき行動
- オ 防災関係機関の防災対策概要
- カ 近隣の人々と協力して行う防災活動（共助）
- キ 避難方法，避難場所，避難生活に関する知識
- ク 平常時における備えと心構え
- ケ 非常食，身の回り品の備蓄

- コ 過去の災害による教訓
- サ 地区防災計画の策定支援
- シ 避難所運営ゲーム（HUG）等を通じた避難所運営マニュアルの策定支援
- ス 「My まっぷラン+（プラス）」の作成に向けた普及・啓発
- セ 自動車へのこまめな満タン給油・充電
- ソ 防災アプリ（CNSコネクト等）の活用

2 児童・生徒に対する教育（危機管理部、教育委員会）

風水害に関する基礎的知識及び災害予防、災害時の行動等の防災知識を児童生徒等に身に付けさせるために、防災教育を充実させ、学校教育等を通じて、防災教育の重要性の徹底を図るとともに、家庭において学校での学習内容の共有化を図る。

（1）方法

- ア 三重県教育委員会が作成した「防災ノート」を利用した総合的な学習
- イ 防災パンフレットの配布
- ウ 防災ビデオ等の上映
- エ 避難訓練、災害図上訓練~~及び防災井戸端教室~~の実施
- オ タウンウォッチング

（2）内容

- ア 台風、集中豪雨等に関する基礎知識
- イ 日頃の備えと心構え
- ウ 災害時の行動
- エ 危険箇所の確認
- オ 災害時要援護者に関する知識

3 社会福祉施設等に対する教育（危機管理部、健康福祉部、子ども政策部）

社会福祉施設等の職員等に対して、風水害等に関する基礎的知識の習得する機会を設け、災害時においても適切な対応が出来るよう、啓発を行う。

4 指定管理者に対する教育（危機管理部、各担当部）

指定管理者の施設の職員等に対して、風水害等に関する基礎的知識の習得する機会を設け、災害時においても適切な対応が出来るよう、啓発を行う。

5 市職員に対する啓発（危機管理部、総務部）

市職員に対して、風水害発生時の応急対策に万全を期するため、研修会、講演会等により防災教育を行う。

また、災害時に迅速、的確な行動がとれるよう、災害時の行動マニュアル等を作成し、その内容について職員に周知徹底を図る。

その他、実際の災害対応の検証を行い、情報の共有化と災害対応能力の向上に努める。

（1）方法

- ア 研修会等の職場研修
- イ 日常業務を通じての取組
- ウ 防災パンフレットの配布
- エ 防災講演会（研修会）の開催
- オ 災害図上訓練の実施
- カ 災害対応の検証

(2) 内容

- ア 台風、集中豪雨等に関する基礎知識
- イ 市防災計画の内容
- ウ 鈴鹿市の被災事例
- エ 市の防災対策の現状と課題
- オ 台風等の風水害が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- カ 職員の責務と役割

6 個人備蓄の促進に関する啓発（危機管理部，地域振興部，健康福祉部，子ども政策部，上下水道局）

風水害発生からしばらくの間，水道施設や商業施設の損壊及び交通網の寸断等により，飲料水及び食料等の迅速な供給が行えない事態となった場合も想定し，飲料水をはじめとする生活用水，食料，感染症対策用品，生活必需品等を最低3日分，可能な限り1週間分程度個人において備蓄しておくよう市民に広報する。

特に，特別な医薬品や高齢者及び乳幼児用の食料品については供給が困難となる場合が想定されることから，各家庭の事情に応じた備蓄をしておくよう市民に広報する。

また，~~県~~市の非常用物資の備蓄計画についても広報し周知を図る。

7 企業に対する啓発（危機管理部，産業振興部）

- (1) 企業の防災体制の構築や，事業継続計画（BCP）の策定について周知を図るほか，地域の防災訓練への参加を促進する。

また，風水害の発生に伴う帰宅困難時に備え，事業所等においても備蓄に努めるよう広報を行う。

- (2) 市，商工会議所が連携し，中小企業等に対し，防災・減災対策の普及啓発を行い，事業継続力強化計画の策定を支援する。

第3項 市民や地域が実施する対策

1 防災研修会の開催

防災意識の向上を図るため，地域において防災研修会等の啓発の機会を設けるように努める。

2 防災講演会（研修会）への積極的な参加

風水害に備え，市等が実施する防災講演会等へ積極的に参加し防災知識の習得に努

める。

3 災害教訓の伝承

過去の風水害から得られた教訓を伝承することにより，世代を越えた防災知識の向上に努める。

第11節 防災訓練計画

第1項 計画の主旨

災害被害を未然に防止し又は最小限に止めるためには、市をはじめ各防災関係機関及び市民が連携して防災活動を行うことが必要となるため、大規模災害を想定した総合防災訓練を実施する。

また、地域の防災力を高めるため、市民や自主防災組織による防災訓練の実施を促進する。

第2項 市が実施する対策

訓練を実施する際には、高齢者、障がい者、外国人等の災害時要援護者や女性、自主防災組織、企業、ボランティア団体等の多様な主体の参画に努める。

1 総合防災訓練（危機管理部、各担当部、消防本部）

大規模災害を想定して、市対策本部各班、各防災関係機関及び市民の参加のもとに、災害発生状況、避難状況、避難者情報等の情報収集伝達、本部運営、消火、水防、水門等の閉鎖、救助、災害警備、応急復旧など様々な訓練を合同で実施する。

2 市職員を対象とした防災訓練（危機管理部、総務部）

（1）非常通信訓練

災害により有線通信系に支障が生じた場合を想定して、無線通信訓練を実施する。

（2）安否確認訓練

ア 災害発生時に迅速な応急対策を実施するためには、職員の早期参集が重要であるため、職員メールアンケート機能を用いて、非常参集訓練を実施して参集方法、連絡体制、災害情報の収集方法等の定着を図る。

イ 避難者や住民等の安否に関する情報を迅速かつ的確に収集・整理するため、「安否情報システム（総務省消防庁）」を活用した訓練を実施する。

（3）災害図上訓練

風水害を想定したうえで、図上訓練を実施する。訓練に際しては、参加者の意思決定と役割・行動の検証を図る。

応急対応の進め方をシミュレーションすることにより、職員の対応能力や本部機能の充実強化を図る。

3 防災訓練の検証（危機管理部、各担当部、消防本部）

防災訓練終了後に防災訓練の検証を行い、防災対策の課題等を明らかにするとともに、必要に応じ防災対策の改善措置を講じ、災害対応力を高める。

4 Jアラート受信訓練（危機管理部）

国のJアラート受信訓練の際に、同報無線、コミュニティFM、庁内放送を利用し

た放送訓練を行う。

5 市民が実施する防災訓練への支援（危機管理部，消防本部）

自主防災組織，自治会及び防災ボランティアグループ等地域の団体が主体となって実施する防災訓練に対して，協力を行う。

6 水防法及び土砂災害防止法に基づく避難確保計画策定施設に対する防災訓練支援（危機管理部，健康福祉部，子ども政策部，教育委員会）

水防法及び土砂災害防止法に基づき，避難確保計画の策定が義務付けられた施設については，同計画に基づく訓練の実施が義務付けられていることから，訓練に対する支援を実施する。

第3項 市民や地域が実施する対策

1 地域の防災訓練

自主防災組織，自治会，地域づくり協議会及び防災ボランティアグループ等地域の団体が主体となって，当該地域の特性を考慮し，近隣多数の市民の参加による，初期消火，救助，避難所運営等の訓練を実施する。

また，訓練には，災害時要援護者等や女性が参画するよう努める。

2 事業所等の防災訓練

高層建築物，大規模店舗，娯楽施設，宿泊施設，病院，工場等事業所及び施設を管理し，又は運営するものは，災害の拡大を防止するため，定期的に通報・連絡訓練，消火訓練，避難訓練，救急・救助訓練等を内容とした防災訓練の実施に努める。

第4項 防災関係機関が実施する対策

1 防災関係機関の防災訓練

防災関係機関は，災害時にその機能が十分発揮できるよう，市が行う防災訓練に協力するほか，固有の防災活動に応じた情報伝達，消火，救出救助，避難誘導，水防，動員配備等の訓練を適宜実施し，機能の向上に努める。

第12節 災害時要援護者対策計画

第1項 計画の主旨

近年では、大規模災害時における情報の入手や自力での避難が困難な高齢者、障がい者等の災害時要援護者対策の推進が迫られている。災害時要援護者の被害を最小限にとどめるため、市は、国が示した「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成18年3月災害時要援護者の避難対策に関する検討会）、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月内閣府）を基に全体計画を策定する。さらに、個人情報に配慮しつつ災害時要援護者の情報を市内で共有・把握するとともに、平常時から地域において災害時要援護者を支援する体制整備に努める。

第2項 災害時要援護者の定義の沿革と本市における定義付け

国において、平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要する者（「要配慮者」）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人（自ら避難することが困難な人）を「避難行動要支援者」とすることとされた。

また、「避難行動要支援者」に関しては、名簿（避難行動要支援者名簿）の作成を地方自治体に義務付けることなどが規定されるなか、“既に災害時要援護者名簿を作成済みの地方自治体においては、その名簿を目的の範囲内で活用することも可能”とされることから、本市においては、「避難行動要支援者名簿」に替えて、「災害時要援護者名簿」、並びに「災害時要援護者」の名称を継続する。

第3項 市が実施する対策

市は、水防法に基づく対策のほか、関連部門が把握している災害時要援護者に関する情報を、災害時に活用することを目指すとともに、民生委員・児童委員や自治会、自主防災組織などに対して、避難支援に関する情報を提供できる体制の整備に取り組む。

1 災害時要援護者における対策（危機管理部、健康福祉部、消防本部）

市は、基本法及び鈴鹿市災害時要援護者支援活動実施要綱の規定に基づき、各号に掲げる対策に努める。

（1）高齢者や障がい者等の状況把握

市は、鈴鹿市災害時要援護者支援活動実施要綱（平成21年1月6日告示第5号）第1条の規定に基づき、一人暮らしの高齢者又は障がい者等が、災害時等における地域での支援を受けるための仕組みを整備することに努める。

（2）災害時要援護者名簿作成

市は、基本法第49条の10及び鈴鹿市災害時要援護者支援活動実施要綱第5条の規定に基づき、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、災害時要

援護者台帳を整備し、本要綱上の台帳を名簿とする。

ア 災害時要援護者名簿に記載する者の範囲

災害時要援護者名簿に記載する者は、次に掲げる者のうち災害時要援護者名簿への記載について本人又は代理人から申し出のあり、かつ支援組織への情報提供に同意した者とする。（鈴鹿市災害時要援護者支援活動実施要綱に基づく）

- (ア) 65歳以上の者でひとり暮らしの者
- (イ) 75歳以上の者のみの世帯の世帯員
- (ウ) 65歳以上の者のみの世帯で、介護度3以上の者がいる世帯員
- (エ) 身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けた者でひとり暮らしの者
- (オ) 療育手帳の交付を受けた者でひとり暮らしの者
- (カ) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者でひとり暮らしの者
- (キ) 介護度「要支援」以上の者でひとり暮らしの者
- (ク) 前各号に掲げる者に準ずる状態にある者

イ 災害時要援護者名簿情報を提供する支援組織関係者の範囲

災害時要援護者名簿情報は、消防機関、県警察、市社会福祉協議会、地域包括支援センター及び民生委員・児童委員や、情報漏えいの防止のために必要な措置が図られた自治会、自主防災組織その他避難支援等の実施に携わる支援組織へ提供する。

ウ 災害時要援護者名簿作成に必要な個人情報

災害時要援護者名簿には、次に掲げる事項を記載する。

- (ア) 氏名
- (イ) 生年月日
- (ウ) 性別
- (エ) 住所又は居所
- (オ) 電話番号その他の連絡先
- (カ) 避難支援等を必要とする事由
- (キ) 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市が必要と認める事項

エ 災害時要援護者名簿の更新に関する事項

市は、定期的に災害時要援護者名簿の更新を行うとともに、所在マップとして地図情報を備える。また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも保管する。

オ 災害時要援護者名簿情報の提供

市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で災害時要援護者名簿のうち、平常時において情報開示に同意を得た者の部分について、消防機関、県警察、市社会福祉協議会、地域包括支援センター、民生委員・児童委員や情報漏えいの防止のために必要な措置が図られた自治会、自主防災組織等へ提供する。